



佐賀県公報

平成20年
3月31日
(月曜日)
号外第11号

目次

人事委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則 (規則・二) 一
- ◎給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (" ・三) 一
- ◎佐賀県職員管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (" ・四) 二
- ◎期末手当及び勤勉手当に関する規則及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 (" ・五) 三
- ◎農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (" ・六) 三
- ◎佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (" ・七) 三
- ◎地域手当に関する規則等の一部を改正する規則 (" ・八) 四
- ◎宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則 (" ・九) 四
- ◎義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 (" ・一〇) 四
- ◎佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (" ・一一) 七

○ 人事委員会事項

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第二号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則(昭和二十七年佐賀県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「教頭」の下に、「主幹教諭」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第三号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中日の限寮の項及びいずみ荘の項を削り、同表の県立の特別支援学校の項中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、同項に(1)として次のように加える。

(1) 主幹教諭

別表第二の高等学校等教育職給料表の表中

2級 11,100円

を

2級	11,100円
特2級	11,500円

に改め、別表第二のへ中学校・小学校教

育職給料表の表中

2級	10,900円	を
2級	10,900円	に改める。
特2級	11,200円	

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬場昌平

◎佐賀県人事委員会規則第四号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。
別表第一の知事の本庁の健康福祉本部の項中

監査監	四種	を
-----	----	---

粒子線治療推進監 監査監	三種 四種	に改め、同表の知事の現地機

関の健康福祉本部の項中

衛生薬業センター副所長 日の隈寮長	四種 三種	を
----------------------	----------	---

いずみ荘長	三種	に改め、同表の知事の現地機
-------	----	---------------

衛生薬業センター副所長	四種	に改め、同表の知事の現地機
-------------	----	---------------

関の農林水産商工本部の項中

上場営農センター所長	三種	を
上場営農センター副所長	四種	

上場営農センター所長	三種	に改め、同表の知事の現地機
------------	----	---------------

関の県土づくり本部の項中

土木事務所副所長	四種	を
有明海沿岸道路整備室長	四種	

土木事務所副所長	四種	に、
----------	----	----

佐賀空港事務所副所長	四種	を
------------	----	---

佐賀空港事務所副所長	四種	に改め、同表の知事の現地機
有明海沿岸道路整備事務所所長	三種	
有明海沿岸道路整備事務所副所長	四種	

関の経営支援本部の項中

首都圏営業本部副本部長	四種	を
-------------	----	---

首都圏営業本部副本部長	四種	に改める。
首都圏営業本部技術監	四種	

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則及び一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬場 昌平

◎佐賀県人事委員会規則第五号

期末手当及び勤勉手当に関する規則及び一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則
(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「百分の百五十五」を「百分の百五十」に改める。

別表第一中「教頭」の下に「又は主幹教諭」を加える。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正)

第二条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則(平成十五年

佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「百分の百九十五」を「百分の百九十」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬場 昌平

◎佐賀県人事委員会規則第六号

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則(昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の八」を「百分の六」に、「百分の十二」を「百分の八」に改め、同条に次の一項を加える。

2 給与条例第七条の二第二項の規定による管理職手当が支給される職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の六」とあるのは「百分の三」と、「百分の八」とあるのは「百分の四」とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬場 昌平

◎佐賀県人事委員会規則第七号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「検疫法(昭和二十六年法律第二百一十号)第二条第三号に掲げる黄熱」を削る。

第三十条第一項中「又は土木事務所」を「土木事務所又は有明海沿岸道路整備事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

地域手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬場 昌平

●佐賀県人事委員会規則第八号

地域手当に関する規則等の一部を改正する規則

（地域手当に関する規則の一部改正）

第一条 地域手当に関する規則（昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中

太宰府市
六級地

を

長崎県	太宰府市
長崎市	六級地
	六級地

に改める。

（調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 調整手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の十二」を「百分の十三」に改める。

附則別表中備考以外の部分を次のように改める。

支給割合	支給地域
百分の十六	東京都のうち 特別区
百分の十三	大阪府のうち 大阪市
百分の十二	東京都のうち 府中市

百分の九

福岡県のうち
福岡市

百分の三

福岡県のうち
太宰府市
長崎県のうち
長崎市

（調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第三条 調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（平成十九年佐賀県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬場 昌平

●佐賀県人事委員会規則第九号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十六年佐賀県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「、日の隈寮、いずみ荘」を削る。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

平成二十年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬場 昌平

●佐賀県人事委員会規則第十号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年佐賀県人事委員会規則第

十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「教頭」の下に「主幹教諭」を加える。

別表第一中

2級

円

5,400

5,400

5,400

5,400

5,700

5,700

5,700

5,700

6,000

6,000

6,000

6,000

6,300

6,300

6,300

6,300

15,400	13,700	10,900	8,300	
15,400	13,700		8,300	6,600
	13,700	11,300	8,300	6,600
15,700	13,700	11,300		6,600
15,700		11,300	8,900	6,600
15,700	14,000	11,300	8,900	
15,700	14,000		8,900	7,000
	14,000	12,100	8,900	7,000
16,000	14,000	12,100		7,000
16,000		12,100	9,300	7,000
16,000	14,400	12,100	9,300	
16,000	14,400		9,300	7,300
	14,400	12,500	9,300	7,300
16,300	14,400	12,500		7,300
16,300		12,500	9,700	7,300
16,300	14,700	12,500	9,700	
16,300	14,700		9,700	7,600
	14,700	12,900	9,700	7,600
16,500	14,700	12,900		7,600
16,500		12,900	10,500	7,600
16,500	15,000	12,900	10,500	
16,500	15,000		10,500	7,900
	15,000	13,300	10,500	7,900
16,800	15,000	13,300		7,900
16,800		13,300	10,900	7,900
16,800	15,400	13,300	10,900	
16,800	15,400		10,900	8,300

			7,900	12,800	6,300	10,000		17,800	
	10,900	15,200	7,900	12,800	6,300	10,000		17,800	17,000
	10,900	15,200			6,300	10,000		17,800	17,000
	10,900	15,200	8,300	13,500	6,300	10,000			17,000
	10,900	15,200	8,300	13,500				17,900	17,000
			8,300	13,500	6,600	11,000			
	11,300	15,500	8,300	13,500	6,600	11,000		9,700	17,200
	11,300	15,500			6,600	11,000			17,200
	11,300	15,500	8,900	13,800	6,600	11,000			17,200
	11,300	15,500	8,900	13,800					17,200
			8,900	13,800	7,000	11,400			
	12,100	16,100	8,900	13,800	7,000	11,400			17,400
	12,100	16,100			7,000	11,400			17,400
	12,100	16,100	9,300	14,100	7,000	11,400			17,400
	12,100	16,100	9,300	14,100					17,400
			9,300	14,100	7,300	11,800			
	12,500	16,300	9,300	14,100	7,300	11,800			17,600
	12,500	16,300			7,300	11,800			17,600
	12,500	16,300	9,700	14,400	7,300	11,800			17,600
	12,500	16,300	9,700	14,400					17,600
			9,700	14,400	7,600	12,500			
	12,900	16,500	9,700	14,400	7,600	12,500			17,700
	12,900	16,500			7,600	12,500			17,700
	12,900	16,500	10,500	14,700	7,600	12,500			17,700
	12,900	16,500	10,500	14,700					17,700
			10,500	14,700	7,900	12,800			
	13,300	17,000	10,500	14,700	7,900	12,800			17,800

を

2級		特2級	
円		円	
5,400		8,600	
5,400		8,600	
5,400		8,600	
5,400		8,600	
5,700		9,300	
5,700		9,300	
5,700		9,300	
5,700		9,300	
6,000		9,700	
6,000		9,700	
6,000		9,700	
6,000		9,700	

7,600	別表第二中	17,700		16,800		15,000	18,100	13,300	17,000	
7,600		17,700		16,800				13,300	17,000	
7,600		17,800		16,800	15,400	18,200		13,300	17,000	
7,600		17,800		16,800	15,400	18,200				
7,900		17,800		17,000	15,400	18,200		13,700	17,200	
7,900		17,800		17,000	15,400	18,200		13,700	17,200	
7,900		17,800		17,000				13,700	17,200	
7,900		17,900		17,000	15,700	18,300		13,700	17,200	
7,900		6,300	9,700	11,300	15,700	18,300			14,000	17,400
8,300		6,300			15,700	18,300			14,000	17,400
8,300		6,300							14,000	17,400
8,300		6,300							14,000	17,400
8,300		6,600			16,000	18,400			14,000	17,400
8,300		6,600			16,000				14,400	17,600
8,900		6,600			16,000				14,400	17,600
8,900	6,600							14,400	17,600	
8,900	7,000			16,300				14,400	17,600	
8,900	7,000			16,300						
9,300	7,000			16,300				14,700	17,800	
9,300	7,000			16,300				14,700	17,800	
9,300	7,300							14,700	17,800	
9,300	7,300			16,500				14,700	17,800	
9,300	7,300			16,500						
9,700	7,300			16,500				15,000	18,100	
				17,700				15,000	18,100	
				17,700				15,000	18,100	

に改める。

7,000	9,700			16,300	14,700	12,500	9,700
7,000	9,700			17,600	16,300		9,700
7,000	9,700			17,600		12,900	9,700
7,000	9,700			17,600	16,500	12,900	
				17,600	16,500	12,900	10,500
7,300	10,000			16,500	15,000	12,900	10,500
7,300	10,000			17,700	16,500		10,500
7,300	10,000			17,700		13,300	10,500
7,300	10,000			17,700	16,800	13,300	
				17,700	16,800	13,300	10,900
7,600	11,000	9,700		16,800	15,400	13,300	10,900
7,600	11,000			16,800	15,400		10,900
7,600	11,000			17,800	15,400	13,700	10,900
7,600	11,000			17,800	15,400	13,700	
				17,800	17,000	13,700	11,300
7,900	11,400	2級	特2級	17,000	17,000	13,700	11,300
7,900	11,400	円	円	17,000	15,700	13,700	11,300
7,900	11,400	6,300	8,600		15,700		11,300
7,900	11,400	6,300	8,600	17,200	15,700	14,000	11,300
		6,300	8,600	17,200		14,000	12,100
8,300	11,800	6,300	8,600	17,200	16,000	14,000	12,100
8,300	11,800			17,200	16,000		12,100
8,300	11,800	6,600	9,300		16,000	14,400	12,100
8,300	11,800	6,600	9,300	17,400	16,000	14,400	
		6,600	9,300	17,400		14,400	12,500
8,900	12,500	6,600	9,300	17,400	16,300	14,400	12,500
8,900	12,500			17,400	16,300		12,500

を

17,200		15,700	17,800	14,000	16,500				8,900	12,500
17,200				14,000	16,500	12,100	14,700		8,900	12,500
17,200		16,000	18,100	14,000	16,500	12,100	14,700			
17,200		16,000	18,100			12,100	14,700		9,300	12,800
		16,000	18,100	14,400	17,000	12,100	14,700		9,300	12,800
17,400		16,000	18,100	14,400	17,000				9,300	12,800
17,400				14,400	17,000	12,500	15,200		9,300	12,800
17,400		16,300	18,200	14,400	17,000	12,500	15,200			
17,400		16,300	18,200			12,500	15,200		9,700	13,500
		16,300	18,200	14,700	17,200	12,500	15,200		9,700	13,500
17,600		16,300	18,200	14,700	17,200				9,700	13,500
17,600				14,700	17,200	12,900	15,500		9,700	13,500
17,600		16,500	18,300	14,700	17,200	12,900	15,500			
17,600		16,500	18,300			12,900	15,500		10,500	13,800
		16,500	18,300	15,000	17,400	12,900	15,500		10,500	13,800
17,700		16,500	18,300	15,000	17,400				10,500	13,800
17,700				15,000	17,400	13,300	16,100		10,500	13,800
17,700		16,800	18,400	15,000	17,400	13,300	16,100			
17,700		16,800				13,300	16,100		10,900	14,100
		16,800		15,400	17,600	13,300	16,100		10,900	14,100
17,800		16,800		15,400	17,600				10,900	14,100
17,800				15,400	17,600	13,700	16,300		10,900	14,100
17,800		17,000		15,400	17,600	13,700	16,300			
17,800		17,000				13,700	16,300		11,300	14,400
		17,000		15,700	17,800	13,700	16,300		11,300	14,400
17,900		17,000		15,700	17,800				11,300	14,400
				15,700	17,800	14,000	16,500		11,300	14,400

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県人事委員会
委員長 馬 場 昌 平

●佐賀県人事委員会規則第十一号
佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「二級以上上位の職務の級への昇格」の下に「(学校職員給与条例第五条第一項第一号及び第二号に規定する給料表が適用される場合における二級から三級への昇格を除く。)」を加える。

別表第五の七級の項中「**副本部長**」を「**副本部長**」に改める。

別表第七中

<p>2級 県立学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務</p>	<p>9,700</p>
<p>2級 県立学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務</p>	<p>11,300</p>

に改める。

改める。
別表第八中

「	2級	中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	」
「	2級	中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	」
「	2級	中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	」
「	特2級	中学校又は小学校の主任教諭の職務	」

改める。
別表第十五中備考以外の部分を次のように改める。

高等学校等教育職給料表級別資格基準表

職 種	学歴 免許等	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
校 長	短大卒			0	別に定め る	別に定め る
	大学卒			0	別に定め る	別に定め る
教 頭	短大卒			0	別に定め る	別に定め る
	大学卒			0	別に定め る	別に定め る
主 幹 教 諭	短大卒			7		
	大学卒			7		
教 養 護 教 諭	短大卒			10		
	大学卒			0		

職 種	学歴 免許等	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
栄 養 教 諭	短大卒	0	2.5			
	大学卒	0	別に定め る			
助 養 護 教 諭	短大卒	0	別に定め る			
	大学卒	0	別に定め る			
教 養 護 教 諭 実 習 指 導 員 寄 宿 舎 指 導 員	短大卒	0	別に定め る			
	高校卒	0	別に定め る			

別表第十六中備考以外の部分を次のように改める。

中学校・小学校教育職給料表級別資格基準表

職 種	学歴 免許等	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
校 長	短大卒			0	別に定め る	別に定め る
	大学卒			0	別に定め る	別に定め る
教 頭	短大卒			0	別に定め る	別に定め る
	大学卒			0	別に定め る	別に定め る
主 幹 教 諭	短大卒			7		
	大学卒			7		
教 養 護 教 諭	短大卒			10		
	大学卒			0		

79	(66)
80	(67)
80	(68)
81	(69)
82	(69)
83	(70)
84	(70)
85	(71)
86	(71)
87	(72)
88	(72)
89	(73)
89	(73)
90	(74)
90	(74)
91	(75)
91	(75)
92	(76)
92	(76)
93	(77)
94	(77)
95	(78)
96	(78)
97	(79)
98	(79)
99	(80)
100	(80)
101	(81)

に改め、同表に備考として次のように加える。

101	(81)
102	(82)
102	(82)
103	(83)

備考 特2級（3級）欄の（ ）は、2級から3級への昇格の場合に適用し、特2級から3級への昇格の場合の対応号給は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷